

訪問型職場適応援助促進助成金支給申請書

標記助成金の支給を希望しますので、以下のとおり支給申請します。また、本票の記載事項及び関連して提出する書類等並びに受給資格認定時に届け出た事項のすべてについて、いずれにも相違ありません。虚偽の申し立てがあると安定所(労働局)が判断した場合には、支給を受けた金額を速やかに返還することに同意します。また、記載事項に係る確認を安定所(労働局)が行う場合は協力します。

平成 年 月 日

(労働局長 殿
公共職業安定所長 殿)

事業主又は代理人	住所 名称 氏名	電話番号 (記名押印又は署名)
事業主又は社会保険労務士 (提出代行者・事務代理者の表示)	住所 名称 氏名	電話番号 (記名押印又は署名)

※ 申請者が代理人の場合、上記代理人の記名押印等を、下欄に助成金の支給に係る事業主の住所、名称及び氏名の記入(押印不要)を、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同則第16条の3に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の記名押印等を、下欄に申請者の記名押印等をしてください。

申請に係る事業所	住所 名称	電話番号
担当者	氏名	電話 FAX メールアドレス
受給資格認定番号		雇用保険適用事業所番号

支給対象期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
支給対象期内の支援を無償で行ったか	無償で行った · 有償で行った		

支援実施状況

(ふりがな) 職場適応援助者氏名・番号 (生年月日)	①支援等に係る助成額		
	支援等実施日数	助成金額 (上段×16,000円、下段×8,000円)	合計 (助成金額の上段+下段)
	4H以上: 日 4H未満: 日	4H以上: 円 4H未満: 円	円
	4H以上: 日 4H未満: 日	4H以上: 円 4H未満: 円	円
	4H以上: 日 4H未満: 日	4H以上: 円 4H未満: 円	円
	4H以上: 日 4H未満: 日	4H以上: 円 4H未満: 円	円
	4H以上: 日 4H未満: 日	4H以上: 円 4H未満: 円	円
	4H以上: 日 4H未満: 日	4H以上: 円 4H未満: 円	円
a. 支援実施分小計		円	
訪問型職場適応援助者養成経費(※)	氏名	最初の支援実施日	平成 年 月 日
	研修修了年月	研修実施機関名	
	事業主負担額	養成研修経費総額	円
	b. 職場適応援助者 養成経費分	$\left[\begin{array}{l} \text{事業主} \\ \text{負担額} \end{array} \times 1/2 \right]$	円

※ 訪問型職場適応援助者の養成研修受講修了後最初の支援実施日の属する支給対象期の支給申請時に申請すること。

今期支給額 (a+b)	円
----------------	---

(裏面)

【提出上の注意】

- ・ 本申請書は、支給対象期の末日の翌日から2ヶ月以内に提出してください。支給申請期限を過ぎると申請書を受理できず、助成金の支給はできませんのでご注意ください。
- ・ この支給申請書の提出後、支給又は不支給の決定通知がなされることとなります。支給決定の通知後においても、偽りその他不正の行為が判明した場合には、支給した助成金の返還を求め、これより後3年間、訪問型職場適応援助促進助成金その他の雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4章の雇用安定事業等に係る各種助成金を受けることができなくなることがあります。また、刑事告発することもあります。
- ・ この申請書の提出にあたっては、様式第4号「支援対象労働者名簿」及び様式第5号「訪問型職場適応援助者別活動実績報告書(総括票)」、支給対象期の最初の支援日に係る様式第6号「訪問型職場適応援助者支援記録票」も合わせて提出してください。
- ・ (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構地域障害者職業センターが作成又は承認した訪問型職場適応援助に係る支援計画書、賃金台帳等を提出又は提示していただくほか、支給・不支給の決定に係る審査の必要に応じて労働局又は安定所が求める書類を提出又は提示していただくことがあります。
- ・ 支給決定後にも同様に上記書類その他の書類を、申請内容を証明するために提出又は提示していただくことがあります。

【記入上の注意】

- ・ 「支援実施状況」欄については「訪問型職場適応援助者別活動実績報告書(総括票)」の内容を記載してください。「支援等実施日数」の支援時間については、移動時間も含めて計上して下さい。
- ・ 「訪問型職場適応援助者養成経費」欄は、訪問型職場適応援助者の養成研修修了後最初の支援実施日(修了日から6ヶ月以内)を含む支給対象期の支給申請時に記入して申請してください。事業主が受講料を全額負担していない場合など、支給されない場合があります。
- ・ 養成研修受講料助成の対象は申請事業主が擁する訪問型職場適応援助者に限ります。

労働局処理欄

支給・不支給決定日	支給決定額						
決裁欄	局長	部長	課長	課長補佐	職業指導官	係長	担当
	所長	部長・次長	課長・統括	上席・係長	職業指導官	担当	